

KNC NETWORK NEWS

2017年3月18日 発行

経営一言:「簡単だからやるのではない。難しいことだからあえてやる。」

(ケネディ元米国大統領)

— 所長コメント: 失敗を恐れては何も出来ない。成功も失敗もりっぱな財産です。

何事も体験し、初めて身につくもの、特に困難なものほど価値がある。—



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事: 退位、特例法制定へ。典範付則に根拠規定

今の天皇陛下の退位を認める特例法が、今国会で制定される見通しとなった。皇室典範の付則に特例法の根拠規定を設けることで、恒久制度化を主張してきた民進党が容認する方針を固め、与野党合意のメドがたった。政府は4月下旬に法案を国会に提出する。

残業代を後払いすると年末調整やり直し 《税務》

残業代を本来の額より少なく支払っていた会社が労働基準監督署から未払い分を支給するよう行政指導を受け、過去3年分を一括して支払った場合、会社は3年分の年末調整をやり直し、源泉徴収票を再提出しなくてはなりません。

また、未払い残業代の支払いを受けた社員のうち、住宅ローン控除や医療費控除の適用を受けるために確定申告していた人は修正申告をする必要があります。

給与所得にならない手当とは 《税務》

転動手当を受け取っても給与所得にはならず、課税されません。転勤に伴う引っ越しに必要な交通費や家具運搬費を会社が負担しても給与所得にはなりません。ただし、転勤で子供が転校することになり、それに伴って支払う入学金を会社から手当として受け取ると、給与として課税対象になります。

給与所得には、基本給や賞与のほか、残業手当、休日出勤手当、家族手当、住宅手当などの諸手当も含まれます。しかし手当のうち、一定額以下の通勤手当、宿直手当、日直手当、出張手当、勤続手当は給与所得にならず、非課税になります。

なお、単身赴任している人が休日に自宅に帰宅するための費用は、会社が支払う給与として課税されます。

負け惜しみをしない 《経営》

個別の会社に商品やサービスを売り込む営業活動をする時、社員の心情を想像したことがあるでしょうか。「必ず成功させると強い意欲と自信を持って訪問する」「失敗する事を心配しながら、義務感で訪問する」「失敗の言い訳を考えながら、切実な気持ちで訪問する」等、人によってまちまちでしょう。要因の一つは、「負け惜しみ」をするからではないでしょうか。例えば、「売込み先は説明も聞かずに迷惑そうに断るだろう。商品も自分も説得力がない」「こちらの挨拶に対応せず、門前払いをするだろう。人として恥ずかしい」等と考えて営業に躊躇します。前もって失敗した時の挫折感や不快感を予想する。つまり、営業して負ける事を恐れ、挑戦する勇気が持続出来ません。

さて、営業に負けて悔しがる事は少しも構いません。しかし、前もって負ける事を心配して、相手の陣地に飛び込めない事は困ります。また、失敗を予期して嫌々ながらに行えば、負ける覚悟がないために簡単に諦めてしまいます。X社(情報機器の販売、システムの開発)の社長は、日頃から社員に「負ける練習をして、負ける事を嫌うな」と繰り返し訓示します。社長は、営業活動の最大の難関は負ける事を惜しまずに挑戦出来るか否かだと言います。

配偶者の相続税の軽減制度 《相続》

被相続人の配偶者はほかの相続人と異なり、「法定相続分相当額」と「1億6千万円」のうち高い金額までは相続税の対象になりません。配偶者の相続分をほかの相続人と比べて多めにすると、この税額軽減制度を使えば、その時点で相続人全体が納める相続税額を減らすことができます。しかし、その配偶者に多くの相続財産が移ることになりますので、将来的に配偶者が死亡したときの相続税額はその分高額になります。

なお、相続税の申告期限までに分割されていない財産は原則として税額軽減の対象になりません。分割協議が進まないときの救済措置として、事前に「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付して、申告期限から3年以内に分割すれば軽減の適用を受けられます。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。